

## デジタル庁 期間業務職員の募集について（障害者雇用）

デジタル庁では、障害者を対象とした期間業務職員を次のとおり募集いたします。

<b>職 種</b>	一般事務補助
<b>仕事内容</b>	一般事務の補助（書類整理、資料整理、集計業務、電話・応接対応、日程管理、勤怠管理、コピー、備品管理、その他業務補助等） ・ 仕事の内容は、御本人の経験や障害に応じて配慮しますので御相談ください。
<b>雇用形態</b>	期間業務職員（非常勤職員）
<b>雇用期間</b>	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで ・ 採用日は相談の上、決定します。 ・ 採用後、1か月間は条件付採用期間となります。 ・ 雇用期間終了後、勤務成績等により更新することも可能です。
<b>資 格</b>	次の①及び②に該当する方 ① 次のイ～ハに掲げる手帳等の交付を受けている方 ・ 下記の手帳等は応募時及び面接試験日当日において有効であることが必要です。 イ 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」といいます。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能障害については、指定医によるものに限る） ロ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 ハ 精神障害者保健福祉手帳 ② パソコン（ワードプロセッサソフト及び表計算ソフト（Word、Excel 等））が扱える方 なお、次の1～3のいずれかに該当する方は、応募できませんので御了承ください。 1 日本国籍を有しない者 2 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者 ○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行

を受けることがなくなるまでの者

- 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 3 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

**勤務地**

東京都千代田区

**就業時間**

9：30～18：15

- ・ 勤務時間については、1日6時間から7時間45分の間で御相談の上、決定します。
- ・ 業務に応じて、勤務開始時間が変更となる場合があります。

**休憩時間**

12：00～13：00までの60分（分割・延長等可）

**給与**

日給月給制

**日給月給**

8,580円～10,450円／日（経験年数による）

- ・ 7時間45分未満勤務の場合は、勤務時間に応じ減額されます。
- ・ 給与法改正に伴い変更となる可能性があります。

**諸手当**

日給月給のほか、賞与、通勤手当（月額55,000円以内）、住居手当（月額28,000円以内）、超過勤務手当が支給されます。

**昇給**

雇用期間終了後、勤務成績等により更新した場合は昇給があります。

**退職手当**

一定の条件を満たした場合、国家公務員退職手当法が適用され退職手当が支給されます。

**休日**

土・日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）

**年次休暇**

休暇10日（半年経過後に付与されます。再採用時に繰越可能です。）

- ・ その他、事情に応じた有給・無給の休暇があります。

**加入保険**

雇用保険、健康保険（国家公務員共済組合（短期給付））、厚生年金保険

- ・ 国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。
- ・ 再採用により一定条件下で1年を超えて勤務した場合、厚生年金保険は国家公務員共済組合制度（長期給付）への加入に切り替わります。

**採用人数**

数名程度

**応募要領**

履歴書（カラー写真貼付）に必要事項（住所、電話及びメールアドレスは必ず記載してください。）、志望動機、障害の状況などの身上事項を記載の上、次の宛先まで郵送又はメールにて御送付ください。

- ・ 応募書類は返却いたしません。当庁にて責任を持って破棄します。

## <宛先及び問合せ先>

[郵送による提出]

〒102-0094

東京都千代田区紀尾井町1番3号 東京ガーデンテラス紀尾井町20階

デジタル庁 人事担当鈴木宛

(朱書で「履歴書在中」と記載してください。)

[メールによる提出]

[ohbosyorui@digital.go.jp](mailto:ohbosyorui@digital.go.jp)

(メールの件名は「障害者雇用応募(氏名)」と記載してください。)

[問合せ先]

電話：(03) 4477-6775 (内線 9905)

担当：鈴木

## 募集期限

令和5年2月16日(木) 必着【厳守】

## 試 験

1次選考 書類審査

2次選考 面接

- ・ 応募書類の提出に応じ、募集期限前であっても随時面接を行います。
- ・ 書類審査(1次選考)の上、面接(2次選考)を行うこととなった方へのみ、2次選考の日時及び場所を御連絡いたします。